

監査公告第 10 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による教育委員会の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 9 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

教育委員会定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和5年11月10日から令和5年12月18日まで

第3 監査の対象

教育委員会（教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 小中学校規模適正化計画と老朽化した校舎の改築・改修等が関連して進められているか。
- (4) 「令和の日本型教育」を行うにあたり多くの課題があるが着実に進められているか。
- (5) 第2期加賀市家庭教育支援推進計画は第1期計画の課題を整理のうえ新たな取り組みが行われているか。
- (6) スポーツ施設の整備に向け、財源確保を踏まえた具体的な計画が進んでいるか。
- (7) 加賀温泉郷マラソン終了に至る経緯と代案等今後の課題について検討されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・スポーツ施設の整備について、次のとおり意見を付す。

スポーツ施設については計画的に大規模改修等を行っていくことが不可欠であるが、加賀市では巨額の財政負担等を理由に方針の決定が先送りにされ結果として施設の老朽化が進んでいる。財源として国県補助制度の活用はもとより、「緊急防災・減債事業債」などの起債メニューの活用、水泳プール整備事業のように官民連携（PFI）等の手法を更に検討するなどして早期に全体計画を策定することが必要である。令和5年9月に施行した「加賀市スポーツ推進条例」における市の責務も踏まえ取り組みを進められたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

教育委員会 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 東和中学校老朽化対策事業について
2. 高校魅力化事業について
3. 小中学校教室等冷房化事業について
4. 小中学校規模適正化について
5. 学校施設の維持管理について
6. 社会の Well-being を実現する学校づくりについて
7. 令和の日本型学校教育の構築について
8. 予測困難な時代をたくましく生き抜く資質、能力、学力の育成について
9. 多様な教育ニーズのある子どもたちへの支援について
10. 不登校対策について

11. 教育研修高度化モデル事業について
12. コンピュータクラブハウス加賀運営事業について
13. 家庭教育支援事業について
14. 図書館の利用状況と今後の方針について
15. スポーツ施設の大規模改修について
16. 水泳プールの整備について
17. 加賀温泉郷マラソンと加賀温泉郷寛平ナイトマラソンについて